

Q 妊婦からの軽易な業務への変更要望に対し、軽易な業務を新設してでも対応しなければならないか

A

労基法第 65 条では、妊娠中の女性が請求した場合には、他の軽易な業務に転換させなければならないことを定めていますが、業務を新設するまでの必要はないと解されています（昭和 61. 3. 20 基発 151 号・婦発 69 号）。

軽易な業務とは何かの判断は、必ずしも客観的に決められるものではありませんので、当該妊婦が軽易と感じる業務に従事させるということでもよいことになります。

また、労働時間帯の変更による対応も認められます。